

平成30年2月22日

各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
総務部

### パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

・上場推進のための新規上場手数料等の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

#### 2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：平成30年2月22日（木）～平成30年3月24日（土）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mailの場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

#### 【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

総務部

TEL 011-241-6171

## 上場推進のための新規上場手数料等の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成30年2月22日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

### I. 趣旨

現在、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」という。）又は本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請する株券の発行者が、本所に上場する場合、コストが過度な負担となると考えられます。

また、本所では上場会社が資金調達等によって追加的に株式を上場する際の追加上場手数料を、その払込金額に基づいて計算しており、本所と他の金融商品取引所に上場している会社（以下「重複上場会社」という。）において、資金調達額によっては極めて多額な追加上場手数料が発生するケースがあります。

そこで、本所では、他市場経由での上場及び他の金融商品取引所との同時上場を推進し、重複上場会社のコスト負担を軽減するため、新規上場手数料について見直し、追加上場手数料等の上限額を変更するなど「有価証券上場規程」等について所要の改正を行うこととします。

### II. 概要

項目	内容	備考
1. 他市場上場会社が上場する場合又は他の金融商品取引所と同時上場する場合の新規上場手数料の見直し	・ 新規上場申請者が他市場上場会社である場合又は本所と国内の他の金融商品取引所と同時に上場される場合の新規上場手数料については50万円とする。	※ 現行において、他市場上場会社が本則市場へ上場する場合は、300万円の定額料金と投資単位調整後上場株式数1単位につき12円とする定率料金の合計額の2分の1の額としている。（定率料金の上限2,000万円） ※ 現行において、本則市場へ他の金融商品取引所と同時上場する場合は、300万円の定額料金と投資単位調整後上場株式数1単位につき12円とする定率料金としている。（定率料金の上限2,000万円） ※ 既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で北海道関連企業である場合は上場手数料を納入することを要しないこととしています。（従来どおり）
2. 新株の発行・追加上場等の場合の手数料の見直し	・ 重複上場会社が新株発行・追加上場する場合の手数料については、その料率を1株あたりの払込金額に新株発行数を乗じた額の万分の1の額とする。	※ 現行において、重複上場会社が新株発行・追加上場する場合の手数料の料率については、1株あたりの払込金額に新株発行数を乗じた額の万分の2としている。

3. 公募・第三者割当等に伴う手数料等の上限額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募・第三者割当等に伴う手数料、新規上場手数料（定額料金と定率料金の合計額）の上限額を 500 万円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現行において、新規上場手数料の定率料金の上限は 2,000 万円としている。</li> <li>※ 現行において、公募・第三者割当等に伴う手数料の上限額は 6,000 万円としている。</li> </ul>
4. その他	<p>(1) 新規上場手数料（定率）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来、定額料金及び定率料金により計算することとしてきた本則市場及びアンビシャスへの新規上場手数料について、上場株式数に応じて計算してきた定率料金を、新規上場の際の公募・売出しによる調達額に応じて計算する料金体系にします。</li> </ul> <p>[本則市場への新規上場に係る上場手数料]  定額：300 万円（従来どおり）  定率：上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の万分の 2  上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の 1</p> <p>[アンビシャスへの新規上場に係る上場手数料]  定額：150 万円（従来どおり）  定率：上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の万分の 2  上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の 1</p> <p>(2) その他所要の改正を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 定率部分を上場株式数基準から資金調達額基準に変更します。</li> <li>・ 現行において、本則市場への新規上場に際しては、300 万円の定額料金のほか、投資単位調整後上場株式数 1 単位につき 12 円とする定率料金としている。</li> <li>・ 現行において、アンビシャスへの新規上場に際しては、150 万円の定額料金のほか、投資単位調整後上場株式数 1 単位につき 12 円とする定率料金としている。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

平成 30 年 4 月上旬の実施を目途とします。

以 上